

特認校制度の申し込みについて

特認校制度では、申請する特認校の教育方針に賛同することを就学の条件としています。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は学校説明会を開催することができません。そのため、特認校制度の申請にあたっては、必ず以下の項目を確認し、学校の教育方針をよく理解するようにしてください。

〔学校経営方針〕ホームページ左側タブ「学校経営方針」よりご確認ください。

そのほかの情報についても、本ホームページより確認できます。

〔10月17日(土)新1年生保護者向け学校公開〕

今年度は、新型コロナウイルス対策のため、学校説明会だけでなく、学校公開も1月まで実施の予定がないため、特別に来年度就学児童とその保護者のみ対象の学校公開日を設けました。8:45～11:30の間で、自由に見学できます。

ただし、①通常授業中であること ②新型コロナウイルス感染症予防対策中であること 等から、以下のことをお守りください。

- 1 校内では、マスク・手洗いにご協力ください。
- 2 私語はお控えください。
- 3 見学は自由ですが、密にならないよう、児童や他の見学者とも距離をお取りください。

4 受付にて、「参加申込書」にお名前・連絡先等ご記入いただきます。

〔その他〕本校では、以下のような内容についても学校経営上必要と考え、説明会時をお願いしております。

- 1 バス・電車通学の場合、公共交通機関のルールを守り、自分で安全に登下校できるようにして入学する。
- 2 携帯電話の持ち込みは禁止。(GPSは可能)

内容を確認後、学校の教育方針に賛同したうえで、特認校制度の申請を希望される方は、下方2枚目に掲載してある『教育方針等確認書』を印刷し、必要事項を記入してください。対象者のご家庭に8月上旬に学務課からお送りした「特認校就学申請書」と合わせて、区役所6階学務課で申請する際に必要となります。

・小学校特認校制度(区ホームページ)

<https://www.city.chuo.ig.jp/kosodate/gakkokyouiku/sentaku/tokuninnko2018.html>

中央区特認校制度申請用 教育方針等確認証

私は、令和3年度新入学者対象の特認校制度を申請するため、学校ホームページを通じて、泰明小学校の教育方針等を確認しました。

学 校 名： 中央区立泰明小学校

確認（申請）者署名： _____

泰明小学校の教育方針等に賛同し、入学を希望する場合は、署名欄に署名をしてください。

特認校制度を申請する際は、教育委員会の交付した「特認校就学申請書」の必要事項に記入し、本証を添付して教育委員会事務局学務課（中央区役所6階）へ10月1日（木）から21日（水）までに提出してください。